

議案第 8 3 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

(久喜市手数料条例の一部改正)

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1中43の項を44の項とし、28の項から42の項までを1項ずつ繰り下げ、27の項の次に次のように加える。

28	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなった場合及び個人番号若しくは住民票コードの変更又は国外への転出による返納後の再交付を除く。)	1件につき 500円	
----	--	------------	--

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項及び28の項を次のように改める。

27	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。次項において「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付及び返納後の交付手数料(個人番号若しくは住民票コードの変更又は国外への転出による返納後の交付を除く。)	1件につき 800円	
28	番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなった場合及び個人番号若しくは住民票コードの変更又は国外への転出による返納後の再交付を除く。)	1件につき 500円	

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1

日から施行する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。